



おしえて！津島市救急隊

Q & A



Q. すぐに医療機関に搬送してくれないのは、なぜですか？

A. 救急隊は、傷病者（病気やけが等をした人）の自覚症状、身体所見、脈拍・血圧等の観察をし、必要な応急処置を行います。
傷病者の状態を考慮して病院を選び、収容を依頼します。（収容先の病院が決まらなると、停車したまま動けないことがあります。）



Q. AEDは、市内のどこに設置されていますか？

A. 市役所、学校（小中高）、公共施設やスポーツジム、スーパーなどに設置されています。
詳しくは、津島市の公式ホームページをご覧ください。
（津島市ホームページ＞安全・安心・ふれあいバス＞消防・救急＞救急＞AED設置施設一覧）

Q. 応急手当をしたことで、法的責任を問われませんか？（症状が悪くなった場合）

A. 応急手当が必要だと判断された場合は、勇気をもって手当を行ってください。善意で行った応急手当について、結果責任を問われることはないと考えられています。

Q. 救急車は、サイレンを鳴らしているのに、ゆっくり走っているのはなぜですか？

A. 救急車は車両重量が重いので、道路のわずかなくぼみでも、振動で傷病者の症状が悪くならないように、ゆっくり走行することがあります。

Q. トリアージとは何ですか？

A. 病気やけがの緊急度や重症度を判定して、治療や後方搬送の優先順位を決めることです。

災害等、多数傷病者の発生時には、緊急度や重症度に応じ4段階に分類します。トリアージが終ると、「トリアージ・タグ」に必要事項が記入され、区分に応じた色の識別表が、傷病者の体（原則として右手首）に取り付けられます。

◆ トリアージ・タグ識別表 ◆

分類	識別色	傷病状態
死亡	黒色（Ⅰ）	死亡、または生命徴候がない
重症	赤色（Ⅱ）	命に関わり一刻も早い処置が必要
中等症	黄色（Ⅲ）	多少遅れても、生命に危険がない
軽症	緑色（Ⅳ）	今すぐの処置や搬送が不要



◆ 実際に使用されるトリアージ・タグ

救急医療機関・電話相談窓口



愛知県救急医療情報センター ☎ 0567-26-1133

症状に応じた当直病院をご紹介します。（24時間対応）

小児救急医療相談 ☎ # 8000

お子さんの急な病気で判断に迷ったときの電話相談です。
短縮ダイヤルを利用できない場合は、『052-962-9900』にお電話ください。
（年中無休、午後7時～午後11時まで対応）

日本小児科学会「こどもの救急」

<http://www.kodomo-qq.jp/>

インターネットでお子さんの症状に応じた対応方法を知ることができます。

愛知県救急医療情報システム

<http://www.qq.pref.aichi.jp/>

インターネットで、診療可能な医療機関を検索できます。



津島市消防署 ☎ 0567-23-0119

津島市内や近隣の受診可能な病院等【平日（日中・夜間）土日、祝日】を紹介します。
救急車を呼ぶべきか判断に迷ったときは、気軽にお問い合わせください。

海部地区急病診療所 ☎ 0567-25-5210 津島市莪原町字郷西37

内科・小児科 平日 午後8時30分～午後11時

土曜日 午後6時～午後8時30分

日・祝日 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
午後6時～午後8時30分

歯科 日・祝日 午前9時～午前11時30分、午後2時～午後4時30分

津島地区休日急病診療所 ☎ 0567-24-3611 津島市藤浪町4-14

内科・小児科 日・祝日 午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

おわりに

病気やけがで、救急車を呼ぶかどうか、判断に迷うことがあります。
そんなときに備えて、傷病者本人や周囲にいる人が「できることはないか」、「本当に救急車を呼ぶ必要があるのか」、この冊子を参考にいただければ幸いです。
皆さんが考え、行動をすることで、本当に救急車が必要な方のために役立ちます。

ひとりひとりの心掛けが必要です。救急車の適正利用にご協力を！！

